

令和6年1月  
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和6年1月25日

令和6年1月総会議事録

開 会 期 日	令和6年1月25日(木)
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室
開議及び宣言者	午後1時31分 会長(議長) 金子茂雄
閉議及び宣言者	午後2時55分 会長(議長) 金子茂雄
議 長	会長 金子茂雄

農 業 委 員 応 招 状 況

1	—	欠員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況

1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席

議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件
-----	--------------------

傍聴者数	なし
------	----

参 与

●事務局出席者

- ・吉澤祐一 事務局長
- ・村本亮 書記
- ・馬場紫野 担当

---

[開会の宣言] 午後1時31分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年1月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

---

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、4番・小林三千雄委員、5番・飯島千春委員を指名いたします。

お願いいたします。

---

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### [諸般の報告]

#### ◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

年末年始で会議等の開催は特にごさいませんでしたが、本年1月12日には、農業委員会会長として、関係各課等への年始の挨拶をして参りましたので報告させていただきます。

報告は以上でございます。

---

### [日程第4、議案の一括議題について]

#### ◎金子会長

日程第4、議案の一括議題についてをお諮りします。

日程第6、議案第2号から日程第11、議案第7号まで、以上6議案の、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について並びに、日程第12、議案第8号から日程第17、議案第13号まで、以上6議案の、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、譲渡人が同一であり、関連性があることから、条番号ごとに一括での上程、説明とし、審議については個々の議案での採決とさせていただきます。

[異議なしの声あり]

#### ◎金子会長

異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号から日程第11、議案第7号まで、以上6議案の、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について並びに、日程第12、議案第8号から日程第17、議案第13号まで、以上6議案の、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、条番号ごとに一括での上程、説明とさせていただきます。

#### ◎金子会長

ここで、議事に入る前に、事務局より本日の総会資料について説明をお願いいたします。

◎書記

本日の総会資料でございますが、議案第1号から議案第13号までは関連した議案内容となっておりますことから、共通資料としてとりまとめてお配りしておりますので、各議案の資料と併せてご確認いただき、ご審議くださるようお願いいたします。

なお、農地法第5条の追加資料として隣地同意の経過説明書を配布しておりますので、こちらも併せてご確認くださるようお願いいたします。

---

[日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和6年1月10日受付。

資料番号1、大字竹本[ ]、地目、畑、面積、503 m<sup>2</sup>。同じく竹本[ ]、地目、田、面積、1,142 m<sup>2</sup>。同じく竹本[ ]、地目、畑、面積、294 m<sup>2</sup>。同じく[ ]、地目、田、面積、1,447 m<sup>2</sup>。同じく[ ]、地目、畑、面積、1,078 m<sup>2</sup>。同じく[ ]、地目、畑、面積、1,222 m<sup>2</sup>。同じく[ ]、地目、畑、面積、1,412 m<sup>2</sup>。同じく[ ]、地目、畑、面積、111 m<sup>2</sup>。

譲受人 [ ]。

耕作地、6,371a、労働力、16。譲渡人 [ ]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、2589 m<sup>2</sup>、畑、4,620 m<sup>2</sup>、合計、7,209 m<sup>2</sup>。

◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請地は、令和3年2月10日に許可を受け、現在「営農型太陽光発電設備」として稼働し、パネルの下では耕作が行われております。

当時許可を受けた法人では営農が困難になったことから、今回、新たな法人へ所有権が移転されることとなりました。

譲受人は、農地所有適格法人として全国的にサカキの栽培を行っており、所有地及び借入地を合わせ、約63ヘクタールの耕作地がございます。

なお、この後審議される「農地法第3条の区分地上権」並びに「農地法第5条申請」と合わせて営農型太陽光発電設備の計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地では、既に太陽光パネルが設置されており、許可当時はパネルの下ではミョウガの栽培計画でしたが、土質の問題等からミョウガの耕作が難しく、現在は、当時の許可を受けた法人に譲受人が介入し、サカキが作付けされております。

本申請において農地の取得後は譲受人が主体となり、サカキ及びシキミの栽培を行う計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎金子会長

ありがとうございました。

### ◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金井農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいた

ところでございます。

添付させていただいた写真では1枚目の7枚でございます。

写真をご覧いただくと、既に太陽光パネルが設置され、小さく分かりづらいですが、サカキの作付けが行われている状況でございます。

本申請地の位置は、共通資料の1ページの案内図をご覧いただければと思います。

本案件は令和2年12月の農業委員会総会において審議をした、耕作権に関する申請でございます。

営農型太陽光発電設備は3年間で許可を受けているため、3年ごとに更新の申請が必要となりますが、耕作権については、当時10年間で賃借権設定の許可を受けているため、本来はまだ更新の申請は必要ございませんでした。

しかし、当時許可を受けた法人が撤退する事となり、太陽光パネルの更新時期に合わせ、新たに耕作を行う法人が所有権移転の申請を行うこととなりました。

なお、令和2年に許可を受けた賃借権設定につきましては後ほどご報告いたしますが、合意解約がされており、本申請の許可に合わせて土地の引き渡しができる予定でございます。

また、太陽光発電設備の更新の申請につきましては、この後審議をしていただく予定となっております。

農地法第3条申請につきましては鳩山町農業委員会で許可等を決定しますが、本案件は営農型太陽光発電設備に係る申請と関連があり、許可となる場合には、関連している農地法第5条の埼玉県の許可と合わせた許可日となる見込みです。

本申請につきまして、譲受人の法人は農地所有適格法人として、また認定農業者として耕作していることが確認され、法人の要件も満たしており、所有権移転の申請においては特段問題ないと考えております。

以上補足説明とします。

#### ◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。  
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

#### ◎吉岡委員

はい。

#### ◎金子会長

吉岡委員。

#### ◎吉岡委員

共通資料の2ページを見ると、現在の所有者への所有権移転の原因が時効取得と記載されておりますが、どういうことでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

時効取得は、20年間管理をしている旨を法務局へ申し出ること、農地法の許可なしに農地を取得することができるものでございまして、所有者と取得者による申出により、農業委員会を通さずに法務局の判断で権利の移転がされたものでございます。

◎吉岡委員

■■■■氏は、元々の所有者である■■■■氏とは関係はないのでしょうか。

◎書記

■■■■氏と■■■■氏は親族の為、相続により所有権が移転しておりますが、■■■■氏は親族ではありません。20年間管理をしていたと主張して時効取得をしましたが、今回はそこからまた別の経営体へ所有権を移転することとなります。

なお、■■■■については、写真にございますとおりパネルの設置はございませんので、耕作のみの計画となりますが、パネルが設置された農地と合わせた申請となっているため、すべて同日の許可となります。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

サカキ等の作付はすべて終わっているのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

現在も耕作は続いている状況でございまして、■■■■は日向の為シキミの作付がされており、パネルの下ではサカキの作付がされております。

◎金子会長

そのほかございますか。



[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

---

[日程第6、議案第2号から日程第11、議案第7号、

農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第6、議案第2号から日程第11、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2から資料番号7を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について令和6年1月10日受付。

資料番号2、大字竹本[ ]、地目、畑、面積、503 m<sup>2</sup>。譲受人 [ ]  
[ ]。譲渡人 [ ]

転用目的：区分地上権設定。

面積合計、畑、503 m<sup>2</sup>。

続きまして、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について令和6年1月10日受付。

資料番号3、大字竹本[ ]、地目、田、面積、1,142 m<sup>2</sup>。譲受人 [ ]  
[ ]。譲渡人 [ ]

転用目的：区分地上権設定。

面積合計、田、1,142 m<sup>2</sup>。

続きまして、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について令和6年1月10日受付。

資料番号4、大字竹本 [REDACTED]、地目、田、面積、1,447 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED] [REDACTED]。

転用目的：区分地上権設定。

面積合計、田、1,447 m<sup>2</sup>。

続きまして、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について令和6年1月10日受付。

資料番号5、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,078 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED] [REDACTED]。

転用目的：区分地上権設定。

面積合計、畑、1,078 m<sup>2</sup>。

続きまして、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について令和6年1月10日受付。

資料番号6、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,222 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED] [REDACTED]。

転用目的：区分地上権設定。

面積合計、畑、1,222 m<sup>2</sup>。

続きまして、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について令和6年1月10日受付。

資料番号7、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,412 m<sup>2</sup>。同じく [REDACTED] [REDACTED]、地目、畑、面積、111 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED] [REDACTED]。

転用目的：区分地上権設定。

面積合計、畑、1,523 m<sup>2</sup>。

## ◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたし

ます。

### ◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

では、議案第2号、資料番号2から議案第7号、資料番号7の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について説明いたします。

本申請は、太陽光パネルの下で耕作をする、営農型太陽光発電設備の期間を更新するための申請であり、令和3年2月10日に許可を受けて以降、1回目の更新申請でございます。

区分地上権は、譲受人の法人が、土地の上空部分に営農型の太陽光発電設備を設置するために設定する権利でございます。本件は、議案第1号で審議をしていただいた農地の中で7筆、計6か所についての申請となります。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第2号、資料番号2から議案第7号、資料番号7の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、金井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地では、既に営農型太陽光発電設備が設置され、サカキが作付けされております。

以前は草が伸びている時期もございましたが、現在は譲受人によって定期的に管理が行われている状況でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎金子会長

ありがとうございました。

### ◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

まず、営農型太陽光発電設備の計画につきましては、「パネルの下部で耕作をするた

めの土地の耕作権」の他、「土地の上空のパネルが占有する部分に対する3条による区分地上権の設定」が必要であり、「パネルの支柱等を建てる部分に関しては5条申請」が必要となります。

本申請は、その内の農地法第3条に伴う区分地上権の設定に関する申請でございます。

事業説明については金井農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

添付させていただいた写真では議案第1号で審議をしていただいた農地と同様の、1枚目の7枚で、          を除く土地でございます。

本案件は令和3年2月に許可を受けて以降、3年間の許可期間が経過することから、区分地上権設定の期間を更新するための更新申請でございます。

なお、譲渡人につきましては、議案第1号で審議をしていただいた譲受人と同一の法人でございますが、議案第1号の所有権移転を許可見込みとして、その後の区分地上権設定の申請を受付けたものでございます。なお、対応方法につきましては、県農林振興センターへ事前に確認をしております。

今回の営農型太陽光発電設備の更新では、一つの土地に対して「3条の区分地上権」「5条申請」の2つの許可を受ける必要がございます。5条申請については、この後、審議をしていただく予定となっております。

また、本申請につきましても、営農型太陽光発電設備としての申請であり、許可となる場合には、関連している農地法第5条と合わせた許可日となります。

本申請につきましては、添付書類により、計画にあたっての理由や必要性も明記され、確認もできております。

以上補足説明とします。

## ◎金子会長

ありがとうございました。

それでは、まず、議案第2号につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

## ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

## ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可

否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第4号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第5号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第6号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号6の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号6は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第7号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号7の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

### ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号7は許可することに決定いたしました。

-----  
[日程第12、議案第8号から日程第17、議案第13号、

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について]

### ◎金子会長

日程第12、議案第8号から日程第17、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号8から資料番号13を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

### ◎書記

朗読します。議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

令和6年1月10日受付。

資料番号8、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、503の内5.88㎡。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、畑、5.88㎡。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

続きまして、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

令和6年1月10日受付。

資料番号9、大字竹本 [REDACTED]、地目、田、面積、1,142の内8.70㎡。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、田、8.70㎡。農地区分：農業振興地域内・農用地。

続きまして、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

令和6年1月10日受付。

資料番号10、大字竹本 [REDACTED]、地目、田、面積、1,447の内9.17㎡。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、田、9.17㎡。農地区分：農業振興地域内・農用地。

続きまして、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

令和6年1月10日受付。

資料番号11、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,078の内9.92㎡。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、畑、9.92㎡。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

続きまして、議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

令和6年1月10日受付。

資料番号12、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,222の内8.37㎡。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、畑、8.37㎡。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

続きまして、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

令和6年1月10日受付。

資料番号13、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,412の内8.52㎡。同じく [REDACTED]、地目、畑、面積、111の内1.55㎡。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、畑、10.07㎡。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

## ◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたし



ます。

### ◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

では、議案第8号、資料番号8から議案第13号、資料番号13の農地法第5条1項の規定に基づく申請について説明いたします。

本申請は議案第2号から議案第7号により区分地上権を設定した土地に対して太陽光発電設備を設置することによる、支柱部分等の農地転用期間の更新でございます。

本申請の期間も先ほどの区分地上権の設定と同様に3年間であることから更新の手続きが必要となります。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

意見等は特にございません。

### ◎金子会長

ありがとうございました。

### ◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

議案第8号から議案第13号については、先程の区分地上権設定と関連する申請でございます。

事業説明については金井農業委員からいただいたところでございます。

添付させていただいた写真では議案第1号で審議をしていただいた農地と同様の、1枚目の7枚で、          を除く土地でございます。

本案件は令和3年2月に許可を受けて以降、3年間の許可期間が経過することから、一時転用の期間を更新するための更新申請でございます。

なお、譲渡人につきましては、先ほどの区分地上権設定の申請同様、議案第1号の所有権移転を許可見込みとした対応方法としており、県農林振興センターへ事前に確認を

しております。

本申請では、敷地面積の内、耕作をすることが出来ない、支柱や引込柱、フェンスの部分が転用面積となります。

共通資料の45ページ以降に6か所ごとの、今後も含めた10年間の営農計画が添付されているほか、パネルの下での耕作は生育に支障がないことの資料も提出され、営農型太陽光発電設備の設置による影響はないことが確認できます。

なお、隣接農地の同意でございますが、何度か所有者の家へ伺っているものの留守等で同意を得られていない状況でございます。同意書は必須ではございませんが、事業を行う上でトラブル防止のためにお願いしているものございまして、引き続き隣地への説明について指導をしております。

以上補足説明とします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。

それでは、まず、議案第8号につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

### ◎石井委員

はい。

### ◎金子会長

石井委員。

### ◎石井委員

サカキとシキミを作付けする計画ということですが、共通資料46ページの営農計画書にはサカキのみの作付計画となっております。シキミは作付けしないのでしょうか。

### ◎金子会長

事務局お願いします。

### ◎書記

共通資料45ページからの営農計画書はパネルの下部の農地に対する計画でございます。申請地では、パネルの下部ではサカキを作付けし、それ以外のスペースはシキミの作付けと作業用スペースとして使用する計画となっております。

### ◎石井委員

当初の計画ではミョウガの作付計画で、結果的に土質が合わないため作物を変更したと伺いましたが、ミョウガの生育に支障が無いかどうかは、当初の申請前に調べるので

はないでしょうか。

◎書記

当初は[ ]という法人がミョウガを作付けする計画で申請がございましたが、作付けしてみたところ上手く生育しないため、サカキへの変更となりました。計画していた作物が、育ててみたら上手くいかなかったため変更するというのは他でも事例があり、問題はないことを県農林振興センターに確認しております。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

営農をやめてしまったらどうなるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

指導を行っても改善が見られない場合は、農地法第5条第1項の許可が受けられませんので、設備は撤去することとなります。

◎事務局長

今回の申請地につきましては、ミョウガが収穫できていないことから指導を行っていましたが、当初の法人がミョウガの作付が困難であるという判断により、別の法人がサカキを作付けする計画へ変更することになったものでございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号8の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号8は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第9号の質疑に入ります。  
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

資料番号9の3(4)工事計画の所要面積の欄ですが、数値が一部異なると思います。  
また、先の議案になりますが、資料番号10も同様に異なると思いますのでご確認をお願いします。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

ご指摘いただいた通り、所要面積の欄が一部誤っております。申請書の2の欄に記載の転用面積が正しい数値でございますので、今後、申請代理人へ修正対応について指導いたします。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。  
これにて、質疑を終結いたします。  
これより、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号9の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号9は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第10号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号10の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号10は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第11号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号11の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号11は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

続きまして、議案第 12 号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

### ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 12 の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

### ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 12 は許可相当とすることに決定いたしました。

### ◎金子会長

続きまして、議案第 13 号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

### ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 13 の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

### ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 13 は許可相当とすることに決定いたしました。

---

[日程第 18、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

### ◎金子会長

日程第 18、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 14 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

### ◎書記

朗読します。議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和 6 年 1 月 10 日受付。

資料番号 14、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、475 m<sup>2</sup>。同じく [REDACTED]、地目、畑、面積、42 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：専用住宅。

面積合計、畑、517 m<sup>2</sup>。農地区分：農業振興地域内・第 3 種農地。

### ◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

### ◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第 14 号、資料番号 14 の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、役場から 300m 以内に位置する第 3 種農地であり、住宅への転用は問題ありません。

譲受人は現在、結婚を機に自己用住宅の建築を計画し、適した土地を検討したところ、希望に合った申請地を計画地とすることになりました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第 14 号、資料番号 14 の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請の内容につきましては、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請地は、現在管理地となっておりますが、長年耕作が行われておりません。  
また、周辺では住宅の建築が進んでいる状況でございます。  
以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第14号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目上段の2枚でございます。写真を見ると、宅地を含め、現在は管理されている農地でございます。

申請地は■■■■から■■へ下った、■■■■の■■側に位置する第3種農地となっております。

資料5ページからの登記簿謄本と8ページの公図をご覧くださいと、申請地2筆の外に、■■■■の宅地も一体計画地となっております。

事業計画の遂行能力は、事業計画図面、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断できます。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。  
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料8ページを見ると、進入路部分が複数筆に分かれておりますが、■■■■は町所有の土地なのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記



■■■■は個人の所有地でございます。写真を見ていただくと、赤線で囲われた土地が申請地である■■■■でございますが、現状は隣接している■■■■、また■■■■と一体になっております。

◎吉岡委員

進入路は■■■■のみだと幅が狭すぎると思いますが、どのような利用になるのでしょうか。

◎書記

開発の担当者との相談により、一体になっている個人所有の土地3筆を共用で使用する計画だと確認しております。

◎事務局長

今までは、私有道路は持分により所有する計画が多くありましたが、今回は分筆した土地を個人所有し共有使用する計画ということでございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。これより、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号14の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号14は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第15号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の小鷹委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時45分]

再開 [午後 2 時 4 6 分]

◎小鷹職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第 15 号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

---

[日程第 19、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎小鷹職務代理

日程第 19、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 15 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和 6 年 1 月 10 日受付。

資料番号 15、大字大豆戸 [REDACTED]、地目、畑、面積、925 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：資材置場・駐車場。

面積合計、畑、925 m<sup>2</sup>。農地区分：農業振興地域内・第 2 種農地。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

では、議案第 15 号、資料番号 15 の農地法第 5 条 1 項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、譲受人が、土地所有者の譲渡人から土地を譲り受けて、資材置場兼駐車場敷地として使用するための農地転用申請でございます。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第2種農地であり、資材置場及び駐車場への転用は問題ありません。

譲受人は[ ]に本社がある法人でございますが、本社の周辺で適した土地を検討したところ、希望に合った申請地を計画地とすることになりました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第15号、資料番号15の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、金子農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請地は、現在、隣接地の方が草刈りを行っておりますが、長年耕作が行われていない土地でございます。

また、道路に面しており、平らな土地となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第15号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目下段の1枚でございます。写真を見ると、山林に囲まれた管理地となっております。

申請地については、[ ]から[ ]を[ ]方面へ向かった[ ]側に位置する第2種農地です。

譲受人は建築工事業を行う[ ]の法人であり、現在は[ ]にある親会社の資材置場を一部使用しておりますが、このままでは他社の受注を受けられないことから、自社の資材置場を計画することとなりました。

希望に合う土地を検討した結果が資料の3ページにございますが、面積及び本社からの距離において希望に合う本申請地での計画に至りました。

本申請地は平らなため造成計画はございませんが、全面に砂利を敷き、資材・重機・社用車を置くほか、安全対策のため、計画地の周囲には柵を設ける計画となっております。

す。

本申請に関しましては、実効性も判断でき、添付書類を含んだ申請書につきましても確認をしているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号15の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号15は許可相当とすることに決定いたしました。

◎小鷹職務代理

議案第15号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時52分]

---

再開 [午後2時53分]

◎金子会長

再開します。

引き続き会議を行います。

---

[日程第20、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第 20、専決処分<sup>1</sup>の報告 1 件を議題といたします。

報告資料番号 1 の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局の報告をお願いいたします。

## ◎書記

ご報告いたします。

報告 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について。

令和 6 年 1 月 10 日受理。

報告資料番号 1、大字竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、503 m<sup>2</sup>。同じく竹本 [REDACTED]、地目、田、面積、1,142 m<sup>2</sup>。同じく竹本 [REDACTED]、地目、畑、面積、294 m<sup>2</sup>。同じく [REDACTED]、地目、田、面積、1,447 m<sup>2</sup>。同じく [REDACTED]、地目、畑、面積、1,078 m<sup>2</sup>。同じく [REDACTED]、地目、畑、面積、1,222 m<sup>2</sup>。同じく [REDACTED]、地目、畑、面積、1,412 m<sup>2</sup>。同じく [REDACTED]、地目、畑、面積、111 m<sup>2</sup>。賃借人 [REDACTED]。貸借人 [REDACTED]。

事由：合意解約。

## ◎金子会長

この件につきましては、専決処分<sup>1</sup>の報告ですのでご了承願います。

---

[閉会の宣告] 午後 2 時 5 5 分

## ◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

## ◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに

署名・捺印する。

令和6年2月26日

会長 金子 英雄 

職務代理 小鷹 隆石 

委員 小林 三千雄 

委員 飯島 千春 